

令和 6 年度 第 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他  
 提出日：令和 6 年 8 月 5 日  
 担当部・課：保健福祉部 介護福祉課〔内線 2 4 5 6〕

① 件 名
石巻市長寿社会対策基金の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>石巻市長寿社会対策基金は、地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等本格的な高齢化社会の到来に対応した施策を推進し、地域の振興と住民福祉の向上を図るために設置され、在宅福祉事業、在宅医療事業、高齢者の生きがい対策事業、健康対策事業において活用されてきた。</p> <p>【目的】</p> <p>令和 6 年度事業経費への充当をもって残額がなくなる見込みのため、石巻市長寿社会対策基金を廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市長寿社会対策基金条例（平成 1 7 年石巻市条例第 7 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 1 7 年 4 月 1 日 石巻市長寿社会対策基金条例施行 各年度の当初予算要求時 基金の有効活用について検討・協議
⑤ 主な内容
石巻市長寿社会対策基金条例を廃止する。 なお、現在高 4 0, 7 4 5, 2 1 9 円は一般会計に繰り入れ、高齢者の生きがい対策事業等に係る経費に財源充当する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
これまで基金を活用して実施してきた在宅福祉事業、在宅医療事業、高齢者の生きがい対策事業、健康対策事業の財源が一般財源のみとなる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>県内他市の高齢福祉事業へ充当する基金の状況</p> <p>廃止済： 多賀城市（平成 2 3 年度）、女川町（平成 1 7 年度）</p> <p>運用中： 白石市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市</p> <p>基金はあるが運用していない：名取市、角田市</p> <p>基金無： 仙台市、塩竈市、気仙沼市、岩沼市</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市長寿社会対策基金条例の廃止及び関係予算案について提案
⑨ その他